【資料２】

平成２９年１１月２８日（火）
総合教育会議資料
学校教育部　学校教育課

いじめ問題の実態と対策について

１．　いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第２条）

２．　いじめ問題の実態

（１）　いじめ認知件数

	市			県			国		
	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計
25 年度	13	13	26	42	57	99	118,748	55,248	173,996
26 年度	29	26	55	125	81	206	122,721	52,969	175,690
27 年度	41	41	82	190	166	356	151,692	59,502	211,194
28 年度	84	50	134	263	182	445	237,921	71,309	309,230
29 年度	62	40	102						

※平成２９年１１月２６日現在の速報値（H28 年度の 11 月では、小 37 件・中 38 件）

（２）　平成２９年度のいじめの主な概要

①　覚知のきっかけ：
- アンケート調査など学校の取組により発見。５２件
- 本人からの訴え。１７件
- 当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え。２６件
- 児童生徒（本人を除く）からの情報。６件
- 学級担任が発見。１件
- 学級担任以外の教職員が発見。６件
- 保護者（本人の保護者を除く）からの情報。１件
- 学校以外の関係機関からの情報。０件

②　いじめの態様：（複数選択可）
- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。６８件
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。９件
- 軽くぶつかられたり遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。１６件
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。４件
- 金品をたかられる。２件
- 金品かくしをされたり、壊されたり、捨てられたりする。１０件
- 嫌なこと恥ずかしいこと危険なことをされる、させられる。３件
- ＳＮＳ上の誹謗中傷。３件

（３）　いじめの重大事態

- 平成２７年度　１件（小学校）
- 平成２８年度　１件（中学校）
- 平成２９年度　２件（小学校）

※　４件の被害児童生徒について学校は、保護者、市教委等関係機関と連携して継続支援中である。

３．　いじめ防止対策の取組

（１）　取組の変遷

・　H18.11　毎月１日を「いじめ・いのちを考える日」に制定
・　H19. 1　「いじめゼロ宣言」（佐賀市郡の中学校１９校の生徒会による）
・　H20.　学校問題解決サポート事業
・　H24.11　「いじめ問題への対応」作成
・　H25. 9　国「いじめ防止対策推進法」施行
・　H25.10　国「いじめの防止等のための基本的な方針」
・　H26. 9　県「いじめ防止基本方針」策定
・　H27. 2　「佐賀市いじめ防止基本方針」策定
・　H27. 2　新「いじめゼロ宣言」「いじめゼロのやくそく」～レインボーさくせん　採択
・　H27. 6　「いじめ問題への対応」（マニュアル）Ver.2　作成
・　H27. 8　生徒会役員のリーダー研修会において、「いじめをなくす取り組み」についての意見交換
・　H28.11　国「いじめの防止等のための基本的な方針」改定

（２）　未然防止

・　「いじめは、絶対に許されない行為である。」と指導する。
・　毎月１日を「いじめ・いのちを考える日」と設定し、講話・人権作文・人権集会・命の教育等さまざまな取組を行う。
・　毎学期の始業式に「いじめゼロ宣言」「いじめ０の約束」の唱和を行い、いじめ防止の意識を高める。
・　道徳教育・人権教育の充実を図る。
・　いじめが起こらないように、常に子どもの様子に気を配る。
・　「居場所づくり」「絆づくり」に努める。

（３）　早期発見

・　日頃から教職員が子ども達の様子を見守り、毎月１回の生活アンケートや日常的・定期的な教育相談を実施して、いじめの実態把握に努める。

（４）　早期対応

・　いじめが発生したら、教職員が組織で連携し、事実確認と早期対応に努めるとともに、いじめられている子どもの安全・安心を守る。
・　いじめ防止対策委員会を効果的に活用する
・　いじめられている子どもの立場に立って、親身になって話を聞き相談にのっていく。
・　校長の指導監督のもとに、担任を中心として生徒指導主事（生活指導主任）や教育相談担当・学年主任など関係職員がいじめる子や周りの子を指導する。
・　いじめが完全に解消するまで、温かく厳しく見守る。

（５）　再発防止

・　いじめの被害にあった児童生徒の心に寄り添い、教職員が組織的、継続的に見守る。
・　スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、サポート相談員と連携し、教育相談を行う。
・　いじめる子への指導や保護者に対しての助言を行う。

４．　成果と課題

（１）　成果

①　学校いじめ防止対策委員会を開催し、いじめ防止対策について意見交換し、取組の充実を図っている。その際、外部委員（スクールカウンセラー、ＰＴＡ役員、学校評議員）の意見を役立てている。
②　学校への相談、アンケート調査への記入等の実態より、児童生徒、保護者の意識が高まっている。
③　教職員の意識が高まり、初期段階のいじめ、小さないじめにも目を向けて解決を図るようになった。
④　いじめの定義が明確になり、早期対応ができるようになった。

（２）課題

①　いじめ事案について、被害児童生徒保護者、加害児童生徒保護者の理解が得られないケースがあった。
②　いじめの相談を受けた担任等による管理職への報告が遅れたケースがあった。
③　重大事態の対応が難しい。（被害児童の保護者の要求等）

５．今後の方針

①　いじめの定義の解釈について、教職員の共通理解を図る。
②　学校から相談があった場合は、市教委が指導助言を行う。
③　校長会、佐賀市小・中学校生徒指導研修会等で、「いじめの相談を受けた担任等による管理職への報告」を迅速に行うよう指導する。
④　重大事態の対応については、解決に向けて、被害児童の心に寄り添い、学校、家庭、市教委、スクールカウンセラー等関係機関が連携して継続的に対応していく。